

障害福祉NEWS

2020年10月 通巻No. 31

頒価 100円

目次

【国内ニュース】

- ・ [厚労省] 令和3年度予算概算要求を公表
- ・ [厚労省] 「国の機関等における障害者就労施設等からの調達実績」を公表
- ・ [厚労省] 「もにす認定制度」で初の認定事業主が誕生
- ・ [文科省] 有識者会議で特別支援学校の設置基準を検討
- ・ [国交省] 新技術等を活用した駅ホームの視覚障害者の安全対策検討会を開催
- ・ [国交省] 共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会開催
- ・ [国交省] 「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」を開催
- ・ [国交省] 新幹線の車椅子用スペースを導入のため移動等円滑化基準等を改正
- ・ [埼玉県] ケアラーがコロナで入院した場合に要介護者を支援する施設を開設
- ・ [福祉機器] 周囲の音をテキストで知らせるスマートウォッチ用アプリ

【海外情報】

- ・ [米国] エイブル口座に関する新しい規則を公表
- ・ [英国] Covid-19による失業者を支援する雇用プログラムを開始
- ・ [オーストラリア] RMTがデジタルデバイドに関する報告書を公表
- ・ [インドネシア] 地方行政機関に障害者サービスユニットを設置
- ・ [フィリピン] ADHD週間
- ・ [ベトナム] USAIDがバス停のアクセシビリティを支援
- ・ [タイ] 無料タクシーサービスを継続
- ・ [EU] 「障害者権利戦略2021-30」のロードマップを公表

【情報フォルダー】

- ・ ポーテージプログラムの開発と発展
—0歳からの発達支援と親・家族支援に向けて—
認定NPO法人日本ポーテージ協会 会長 清水直治



[厚労省]令和3年度予算概算要求を公表

令和2(2020)年9月30日、厚生労働省は、令和3年度厚生労働省予算概算要求を公表しました。一般会計の要求額は32兆9,895億円で令和2年度の予算額32兆9,861億円より34億円増加しています。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については12月の予算案確定時までには別途要望するとしています。

「新型コロナウイルス感染症から国民のいのち・雇用・生活を守るために講じてきたこれまでの対策に加え、『新たな日常』を支える社会保障を構築するために必要な施策について、重点的な要求を行う。」としており、重点要求では「ウイズコロナ時代に対応した社会保障の構築」のために、①ウイズコロナ時代に対応した保健・医療・介護の構築、②ウイズ・ポストコロナ時代の雇用就業機会の確保、③「新たな日常」の下での生活支援を掲げています。

障害保健福祉部の予算の概算要求額は、2兆1,422億円＋事項要求となっており、事項要求を除く部分は令和2年度と同額になっています。

主な要求額は、下のとおりです。

※括弧内は令和2年度予算額

- 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆5,842億円(1兆5,842億円)
- 地域生活支援事業等の拡充【一部新規】517億円＋事項要求(505億円)
- 障害福祉サービス等提供体制の基盤整備 71億円＋事項要求(68億円) ※臨時・特例の措置分除く。
- 聴覚障害児への支援など障害児支援の推進【一部新規】4.3億円(3.6億円)
- 芸術文化活動の支援の推進【一部新規】4.8億円(4.1億円)
- 視覚障害者・聴覚障害者等への情報・意思疎通支援の推進【一部新規】8.1億円(3.7億円)
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【一部新規】8.1億円(6.4億円)
- 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進【一部新規】6.4億円＋事項要求(6.3億円)
- 障害者に対する就労支援の推進【一部新規】14億円＋事項要求(14億円)
- 依存症対策の推進【一部新規】9.8億円＋事項要求(9.3億円)
- 感染防止に配慮した障害福祉サービス等提供体制の確保【一部新規】事項要求

詳しくは、右のサイトをご覧ください。(寺島) <https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/21syokan/>

[厚労省]「国の機関等における障害者就労施設等からの調達実績」を公表

令和2(2020)年10月29日、厚生労働省は、令和元年度「国の機関等における障害者就労施設等からの調達実績」を公表しました。

この調達実績は、障害者優先調達推進法(平成24年法律第50号)に基づき、国の機関等から通知等のあった障害者就労施設等からの物品等の調達実績を集計したものです。

その概要は次の通りです。

- 令和元年度の調達実績の合計:(金額)193.34億円(178.19億円)
 - うち国の機関:(金額)9.75億円(8.85億円)
 - うち独立行政法人等:(金額)15.66億円(13.56億円)
 - うち都道府県:(金額)29.40億円(24.77億円)
 - うち市町村:(金額)135.60億円(128.04億円)
 - うち地方独立行政法人:(金額)2.94億円(2.96億円) *括弧内は平成30年度実績
- 調達額は約193億円(前年度比8.5%増(15.2億円増))であり、法施行(平成25年)から6年連続で過去最高を更新。
- 市町村が引き続き調達実績(金額)全体の約7割を占めており、都道府県及び市町村における実績の増加(それぞれ前年度比18.7%増、5.9%増)が全体の実績を押し上げた。

詳しくは右のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14452.html

[厚労省]「もにす認定制度」で初の認定事業主が誕生

令和2(2020)年10月21日、厚生労働省は、「もにす認定制度」初の認定を行いました。

「もにす認定制度」とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度で、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定します。

認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されており、また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、厚生労働省ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。

令和2年4月から実施されていますが、このたび、第1号事業主3社を認定したものです。

「もにす認定」第1号事業主（令和2年10月21日認定）は次の通りです。 ※五十音順

企業名	所在地
株式会社 OKB パートナーズ(特例子会社)	岐阜県大垣市
は一とふる川内株式会社(特例子会社)	徳島県板野郡
有限会社 利通	福島県会津若松市

詳しくは右のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14224.html

[文科省] 有識者会議で特別支援学校の設置基準を検討

令和2(2020)年9月30日、新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議(第10回)が開催され、特別支援学校の設置基準について検討されました。

特別支援学校の在籍者数の増加により慢性的な教室不足が続いていることから(令和元年5月1日現在、全国の特別支援学校で3,162教室が不足している。)同会議は、これまで、令和2年度から6年度の「集中取組期間」に特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりすることを求めてきました。

また、特別支援学校には設置基準が定められていないことから特別支援学校の教育環境を改善するため、国が特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定することも求めてきました。

令和2年9月28日に中央教育審議会初等中等教育分科会が公表した「令和の日本型学校教育」構築にむけた答申の中間まとめ案においても、「特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定するとともに、在籍者の増加に伴う教室不足の解消に向けて、特別支援学校の新設や増築を行ったり、他の学校の余裕教室を特別支援学校の教室として確保したりする等の集中的な施設整備の取組を推進することが求められる。」とされています。

そこで、同会議では、①特別支援学校の設置基準は、全ての特別支援学校に概ね共通する内容と個別の部等に応じて配慮が必要な内容を併せた、特別支援学校を設置するうえで必要な最低基準として定める形でよいか、②他の学校の設置基準は設置基準施行の際に現存する学校の編成・施設及び設備については当分の間従前の例によることができるとされているが、特別支援学校の設置基準についても現存する特別支援学校の編成・施設及び設備についても直ちに適用しないという整理でよいか、等について検討されました。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mext.go.jp/kaigisiryō/2020/03/1422997_00004.htm

[国交省] 新技術等を活用した駅ホームの視覚障害者の安全対策検討会を開催

令和2(2020)年10月9日、国土交通省は、第1回「新技術等を活用した駅ホームにおける視覚障害者の安全対策検討会」を開催しました。

視覚障害者がホームから転落する事故を防ぐためにはホームドアの整備が有効であり、ホームドアの設置を引き続き推進していくものの、整備に多くの時間や費用を要することや、構造等の要因で整備が困難なホームもあることから、ITやセンシング技術等を積極的に活用してホームドアに依らない転落防止対策を検討するために同検討会が設置されました。

主な検討内容は、視覚障害者によるホーム転落の実態把握と原因分析、視覚障害者がホーム端に接近した場合に、センサーやカメラでこれを検知し、危険であることを知らせる方策、駅係員やスマホの音声等により視覚障害者を適切に案内・誘導するための方策(誘導ブロックの適切な設置方法を含む)等となっています。

検討会メンバーは、視覚障害者団体・支援団体、学識経験者、鉄道事業者、国土交通省で構成されています。

第1回検討会では、事務局からの検討会の趣旨、検討事項等についての説明の後、成蹊大学大倉名誉

教授による講演、その後意見交換が行われました。

今後、月1回程度開催し、令和2年度中に検討結果をとりまとめる予定とのことです。

詳しくは右のサイトをご覧ください。(寺島) https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000032.html

[国交省] 共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会開催

令和2(2020)年10月9日、国土交通省は、第1回「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会」を開催しました。

国土交通省は、平成23年度に「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究」を実施し、各種ガイドラインの改正によるトイレの機能分散の推進やトイレの利用マナー啓発等により、多機能トイレの利用集中を解消するための取組等を推進してきました。また、令和2年5月に成立したバリアフリー法の改正により、国、地方公共団体、国民、施設設置管理者等の責務等として障害者用トイレ等の高齢者障害者等用施設等の適正な利用の推進が追加され、令和3年4月に施行される予定です。

本検討会では、特に平成23年度調査以降のトイレの整備状況や利用状況に関する実態把握を行い、多様な利用者に配慮したトイレ整備のあり方や適正な利用の推進に関する今後の取組方針について検討を行うこととしています。

第1回検討会では、①これまでの経緯と検討の方向性について、②整備状況の取りまとめ結果及び利用状況調査の結果について、③グループインタビューの実施方針について、④報告書骨子(案)について議論されました。すでに、報告書骨子案まで提出された点は注目されます。

今後、令和2(2020)年10月～11月頃に好事例等のヒアリング、現地調査、グループインタビューを実施した後、令和2(2020)年12月10日に第2回検討会を開催し、これまでの調査結果全般の報告と報告書案に関する審議が行われ、令和3年1月中旬を目処に報告書の最終取りまとめがなされる予定です。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000239.html

[国交省] 「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」を開催

令和2(2020)年10月21日、国土交通省は、令和2年度第1回「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」を開催しました。

同委員会は、これまで、民間事業者等が活用できるように関連情報をオープンデータ化することを目的に、歩行空間ネットワークデータ等の整備、教育分野との連携によるバリアフリー情報の整備・更新等に取り組んできました。

今年度は、バリアフリーに関する情報の整備を地方公共団体や他分野との連携により推進する手法や、整備したデータの活用に関する検討を予定しているとのことです。

第1回会議の議題は以下のとおりです。

- ①2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組
- ②歩行空間ネットワークデータ等の整備推進に向けた実証事業
- ③教育分野との連携によるバリアフリー情報の整備・更新に向けた取組
- ④バリアフリー情報の共有・活用に関する検討
- ⑤今後の取組の方向性
- ⑥令和3年度予算要求

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_fr_000020.html

[国交省] 新幹線の車椅子用スペース導入のため移動等円滑化基準等を改正

令和2(2020)年10月30日、国土交通省は、移動等円滑化基準の改正とバリアフリー整備ガイドラインの改訂を発表しました。

今回の改正・改訂は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての「真の共生社会」の実現に向けて、その象徴となるべき新幹線のバリアフリー化について令和2年8月28日にとりまとめられた「新幹線の新たなバリアフリー対策」にもとづき実施されるものです。

移動等円滑化基準は、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年12月15日国土交通省令111号)」に示された公共交通事業者等が旅客施設

や車両等を新たに整備・導入等する際に義務として遵守すべき基準です。バリアフリー整備ガイドラインは、公共交通事業者等が、旅客施設及び車両等を新たに整備・導入等する際、高齢者、障害者等をはじめとした多様な利用者の多彩なニーズに応えるため、旅客施設及び車両等の整備のあり方を具体的に示した目安です。「公共交通機関の旅客施設の移動等円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編)と「公共交通機関の車両等の移動等円滑化整備ガイドライン」(バリアフリー整備ガイドライン車両等編)の2つがあり、今回の改訂は後者で、都市間鉄道における「車椅子スペースと座席」について一部内容を追記・変更しました。

具体的な改正・改訂内容は以下の通りです。

1. 「車椅子用フリースペース」の基本的な考え方

隣の座席への移乗の有無や介助者等の有無、ストレッチャー式車椅子利用者など様々な障害の状態等に対応し、車椅子利用者がグループで快適に旅行等を楽しめるよう、「車椅子用フリースペース」を一般客室に設ける。

2. 車椅子スペース数の考え方

1編成あたりの提供座席に応じて以下のように設定

1編成あたりの座席数	車椅子スペースの数	主な新幹線車両	備考
1001席以上	6以上	N700S(東海道・山陽)	車椅子スペースの数は多目的室を除く
500～1000席	4以上	E5・H5系(北海道・東北)、E7・W7系(北陸)等	車椅子スペースの数は多目的室を除く
500席未満	3以上	E8系(山形ミニ)等	車椅子スペースの数は多目的室を除く

令和3年7月1日から適用されます。

詳しくは右のサイトをご覧ください。 https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000253.html

[埼玉県] ケアラーがコロナで入院した場合に要介護者を支援する施設を開設

令和2(2020)年9月30日、埼玉県は、ケアラー(家族介護者等)が新型コロナウイルスに感染して入院した場合に、要介護者(高齢者・障害児者)が安心して生活できる場所を確保するための受入施設を県内の特別養護老人ホームや障害者施設に開設すると発表しました。

対象となるのは、ケアラー(家族介護者等)が新型コロナウイルスに感染して入院し、在宅などで介護が困難になった要介護者(高齢者・障害児者)で、PCR検査を受けて陰性となった人です。

一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会及び埼玉県発達障害福祉協会などの協力のもと、周辺施設から応援職員の派遣を受けて要介護者のケアに当たるとのことです。

高齢者については、特別養護老人ホームの敷地内に応急仮設住宅を設置して5か所20人分を確保したとのこと。設置施設は、特別養護老人ホームかがやき(深谷市5人)、ケアセンター岩槻名栗園(さいたま市岩槻区4人)、特別養護老人ホームむさしの園わかば(狭山市4人)、特別養護老人ホームまきば園(行田市4人)、高齢者総合福祉施設いの木の郷(三郷市3人)です。

また、障害児者については、既存の建物を利用して2か所8人分を確保したとのこと。設置施設は、愛弘園(東松山市4人)、嵐山郷(県社会福祉事業団・嵐山町4人)です。

なお、埼玉県は、全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」を令和2年3月31日に公布・施行し、高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人をケアラーと定義して、その支援に取り組んでいます。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0001/news/page/2020/0930-07.html>

[福祉機器] 周囲の音をテキストで知らせるスマートウォッチ用アプリ

2020年10月28日付ワシントン大学ニュースによれば、ワシントン大学の研究者がろうや難聴の人々のために聴覚障害者用スマートウォッチアプリ SoundWatch を開発しました。

このアプリは、スマートウォッチの文字盤に利用者の周囲で発生する重要な音をテキストで表示します。例えば、火災警報器の警報、サイレン、車の警笛、電子レンジのチン音、動物の鳴き声、鳥の鳴き声など、利用者が設定したものを表示します。

スマートウォッチは、記憶容量、処理能力、バッテリーなどの能力が限られているため、スマートホンなどの処理能力の高いデバイスにサウンドを送信し、そこで、音を分類し、結果を時計に返すという方式をとっているとのことです。

このサウンドウォッチアプリは、すでに、Androidのダウンロードとして無料で利用可能とのことです。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.washington.edu/news/2020/10/28/SoundWatch-alerts-dDeaf-and-hard-of-hearing-users-to-desired-sounds/>



詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.irs.gov/newsroom/irs-issues-final-regulations-for-achieving-a-better-life-experience-accounts>

海外情報

[米国] エイブル口座に関する新しい規則を公表

2020年10月1日、内国歳入庁(Internal Revenue Service)は、エイブル口座に関する新しい規則を公表しました。

エイブル口座は、「より良い生活体験を実現するための法律(エイブル法: Achieving a Better Life Experience (ABLE) Act (Public Law 113-295))」に基づく障害者向けの非課税貯蓄口座です。

エイブル口座の特徴は、①この口座を通して障害者に贈与された金額には毎会計年度一定額までは税金がかからない、②この口座にある資金は、社会保障関連の手当や医療給付において収入・資産認定されない、③資産運用プログラムとつながっているという点です。

障害者に対する金銭的支援の手段として、減税、年金・手当の給付などがありますが、この制度は米国独自の手段として注目されます。また、資産運用を組み合わせて年金・手当などの補助する方法も米国らしい制度です。

今回、内国歳入庁が公表した規則は、2015年にエイブル法が制定された後に提案された内容と、2019年に「税額免除と仕事法(Tax Cuts and Jobs Act)」において提案された内容を最終的に認めるものです。

具体的内容は、エイブル口座の上限額が上がること、中低所得者の労働者がエイブル口座に行った一定の寄付については、税額免除の対象になることなどです。

[英国] Covid-19による失業者を支援する雇用プログラムを開始

2020年10月5日、英国政府は、JETS(Job Entry Targeted Support)という新しい雇用支援策を開始しました。この支援策は、Covid-19のために失業した人々を支援することが目的です。

JETSは、3か月間失業している人を対象に、労働年金省(DWP)がサポートを強化し、これらの人々が迅速に職業復帰できるように支援します。具体的には、成長分野に移行するための専門家のアドバイスや、履歴書や面接のコーチングなどのさまざまな支援をプロバイダーが提供します。イングランドではショートトラストがプロバイダーとして指定されています。

このプログラムを支援するためにDWPは、13,500人のワークコーチを新規に採用し、今年度は総数をこれまでの2倍の27,000人に増やしています。

英国政府は、JETSに対して2兆3800億ポンドの予算を用意し、英国全体で25万人以上の人々雇用を後押しすることとしています。

ただし、JETSは、ユニバーサルクレジット(Universal Credit)という手当と新型求職者手当(New Style Jobseeker's Allowance)の申請者のみを対象としており、しかもユニバーサルクレジットについては労働能力制限のある人々を対象にしないことから、障害者や慢性疾患患者を排除しているという批判が障害者団体から出ています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.gov.uk/government/news/nation-s-jobs-hunt-jets-off>(政府サイト)

<https://www.disabilityrightsuk.org/news/2020/october/jets-scheme-help-jobless-overlooks-disabled-claimants>(障害者団体サイト)

[オーストラリア]RMTがデジタルデバイドに関する報告書を公表

2020年10月22日、ロイヤルメルボルン工科大学(Royal Melbourne Institute of Technology University: RMT)社会的影響センター(Centre for Social Impact, Telstra)は、「オーストラリアのデジタルデバイドの測定: オーストラリアのデジタルインクルージョンインデックス 2020(Measuring Australia's digital divide: the Australian digital inclusion index 2020)」という報告書を公表しました。

同報告書は、オーストラリア・デジタル・インクルージョン・インデックス(Australian Digital Inclusion Index: ADII)を用いて、2014年から2020年までの7年間のオーストラリアのオンライン参加について包括的に全体像を示しています。ADIIは、アクセシビリティ、価格、デジタル能力の3つのデジタルインクルージョンの主要な側面を測定します。

同報告書では、社会的および経済的状況、また地理的環境別にオンライン参加について比較しています。

例えば、ADIIスコア(低いほどデジタルデバイドが大きい)の比較では、低所得者 43.8、65歳以上 49.7、中等教育未満 51.0、障害者 52.6、失業者 54.3、中等教育終了 60.0、50-64歳 61.7、オーストラリア全体 63.0 というように、いろいろな状況にある人々のデジタルデバイドを比較しています。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

https://apo.org.au/node/308474?utm_source=feeds&utm_medium=RSS&utm_campaign=digital-inclusion-feed

[インドネシア]地方行政機関に障害者サービスユニットを設置

ジャカルタ・ポスト(2020年10月25日 12:00pm)によれば、ジョコ・ウィド大統領は、2020年10月13日、地方行政機関に障害者の雇用を支援する障害者サービスユニット(ULD)を設置することを義務付ける政府規則第60/2020号に署名したとのことです。

このユニットは、障害のある人々の働く権利を保護し、障害のある労働者と彼らに仕事を提供する職場を支援するという任務を負っています。障害問題に関する知識、スキル、および感覚を備えた障

害支援員を配置し、支援機器も提供されるとのことです。また、障害者を採用するための情報を政府機関や民間企業に提供することも期待されています。

なお、インドネシアの2016年障害法では、民間企業1%、政府および国営企業2%の障害者雇用率が規定されているが達成されていないとのことです。一方で、2016年の全国労働力調査によれば、障害者の45%が小学校を卒業していないため、障害者がすぐに働くことは難しいという現状もあるとのことです。

記事は下のサイトにあります。(寺島)

<https://www.thejakartapost.com/news/2020/10/25/new-regulation-requires-regions-to-have-disability-employment-units.html>

[フィリピン]ADHD週間

2020年10月6日の全国障害者評議会(National Council on Disability Affairs: NCDA)の発表によれば、フィリピンでは、10月の第3週をADHD週間とすることが大統領宣言 No472により定められているとのことで、今年は、10月16日から22日まで「コンバース、コントロール、コネクト(Converse, Control, Connect)」をテーマとして、ソーシャルメディアとオンラインにより、ADHDの人やその関係者が無料のセミナー、講義、スキルトレーニングに参加できるようにさまざまなイベントが開催されるとのことです。

ウェビナーでは、「ADHDとは何か」、「ADHDの子どもたちの親と介助者のためのサポートとガイダンス」、「ADHDのある人とその家族のためのメンタルヘルスのチェック」、「幼児期の神経発達障害のある子どもを理解する」、「家庭でのADHDのある人のニーズをサポートする」、「ADHDの子どもの家庭環境を理解する」、「障害者の権利に関するフィリピンの法律と政策」などのテーマでセミナーが行われます。

なお、NCDAは、障害者に関する政策策定や政府機関の調整などを行う政府機関で、この事業を担当しています。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.ncda.gov.ph/2020/10/the-ncda-lead-the-national-adhd-week-celebration/>

[ベトナム]USAID がバス停のアクセシビリティを支援

2020年10月16日付のアメリカ合衆国国際開発庁(United States Agency for International Development: USAID)のニュースによれば、昨年、

USAID は、Raising Voices Creation Opportunities プロジェクトにおいて、ベトナム政府が交通システムのアクセシビリティを改善するための優先課題を特定するのに役立つユニバーサルアクセシビリティ基準(universal transportation design criteria)の開発に協力したとのことです。

そして、2020 年 5 月には、この基準を使って運輸省の運輸開発戦略研究所(Transport Development Strategy Institute)とともに、クアンチ州(Quang Tri province)で総合的な調査を実施しました。その結果、バス停に障害者のためのスロープやアクセス手段がないことがわかりました。そこで、クアンチ州交通局と協力して 3 つのバス停を基準に準拠したものに改修したとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.usaid.gov/vietnam/program-updates/oct-2020-usaid-helps-renovate-bus-stops-vietnam-quang-tri-province-accordance>

[タイ] 無料タクシーサービスを継続

バンコク・ポスト紙(2020 年 10 月 12 日 04:30)によれば、バンコク都庁 (Bangkok Metropolitan Administration: BMA) は、障害者のための無料タクシーサービスを継続することにしたとのことです。

このサービスは、2012 年 12 月 5 日のプミポン国王陛下の誕生日を祝うために始まり、10 台のタクシーバンで始まりました。現在は 30 台が運行されています。年間 1 億 4000 万バートを超える費用がかかるとのことで、BMA がサービスの予算の 70% を、Krungthep Thanakom という BMA 傘下の企業が 30%を負担しています。

しかし、Covid-19 のパンデミックの中で税収が減ったことから、BMA は 9 月いっぱいこのサービスを終了することとしました。しかし、月に 4,000~6,000 人のユーザーがいるため、Aswin Kranwmuang 知事が事業の継続を決めたとのことです。当面は 2 か月間の延長することとし、その後は、BMA の交通運輸局に継続するための方法を見つけるよう指示したとのことです。

このタクシーバンには、車椅子利用者 2 名分のスペースと 2 名分の座席があり、訓練を受けたスタッフが乗車しているとのことです。

また、週 7 日、午前 6 時から午後 10 時までサービスを提供しており、高齢者や障がい者は少なくとも 1 日前までに座席を予約する必要があります。

リフトが必要な、病院、政府機関等へ行く乗客が優先されます。Krungthep Thanakom の記録による

と、このサービスは 1 か月あたり約 1,600 回、1 日あたり平均 50 回の移動に利用されているとのことです。また、毎月平均 800 人が順番待ちリストに登録されているとのことです。

詳しくは、下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2000447/new-lease-on-life-for-taxi-service>(バンコク・ポスト紙)

<https://www.facebook.com/nbtworld/photos/a.10151714100817050/10157512707067050>(タイ情報局)

[EU]「障害者権利戦略 2021-30」のロードマップを公表

2020 年 10 月 16 日、欧州委員会(EC)は、2021 年第 1 四半期に採択されることになっている「障害者権利戦略 2021-30(Strategy on the Rights of Persons with Disabilities 2021-2030)」のロードマップを発表しました。

この戦略は、今後 10 年間で欧州連合(EU)が障害者の権利を向上させるための方法を示すもので、法律、プログラム、行動等を含んでいます。

EUROSTAT 統計(EU-SILC 2018)によれば、EU には、なんらかの障害をもつ在宅の 16 歳以上の人々が約 8,700 万人おり、貧困や労働、教育、健康、アクセス等における社会的排除の重大なリスクに直面しているという認識により、新しい戦略は、障害者の社会的および経済的インクルージョンと参加の確保を目的としています

ロードマップは、EC が新しい法律や政策を提案する際に踏むプロセスの 1 つで、新しい法律または政策の範囲、既存の法律または政策の評価、関連する既存の法律や政策の評価について情報提供するものです。

このロードマップについては、2020 年 10 月 15 日~2020 年 11 月 12 日の間、パブリックコメントを募集していました。

詳しくは下のサイトをご覧ください。(寺島)

<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12603-Union-of-Equality-European-Disability-Rights-Strategy>

情報フォルダー

ポーターページプログラムの開発と発展

—0歳からの発達支援と親・家族支援に向けて—

認定 NPO 法人日本ポーターページ協会 会長 清水直治

はじめに

発達に遅滞や偏りのある乳幼児に対する早期からの対応・介入は、障害の発現の予防や発達支援のために、親・家族支援とともに0～3歳から開始されることに意義があります。早期教育プログラムの開発・普及は、1970年代からアメリカ合衆国を中心に発展してきました。

1. 『ポーターページ早期教育ガイド』の完成

アメリカ合衆国連邦政府は、1968年に「障害児早期教育援助法(公法90-538)」を制定し、障害のある乳幼児及びその親や家族に適用できるモデル・プログラムの開発を目的とするプロジェクトに対して、研究助成金を交付することを規定しました。そして、その翌年の1969年には、ウィスコンシン州のCESA(Cooperative Educational Service Agency: 公教育補充機関) No.5に「ポーターページプロジェクト」が組織され、連邦政府から3年間の研究助成金が交付されることになりました。そして3年後の1972年に、家庭訪問指導を基盤とする「ポーターページモデル」と呼ばれる早期対応プログラムである『ポーターページ早期教育ガイド(Portage Guide to Early Education: PGEE)』(実験版)が完成しました。その名称は、もとよりその地名を冠したものですが、同時に、ポーターページ相談員がプログラムを家庭に「運ぶ」こと、就学前の子どもを小学校に「運ぶ」ことの寓意が込められています。1975年には、アメリカ合衆国合同普及検討委員会はそれまでの追跡研究の評価の結果を総括して、アメリカ合衆国全域にこのプログラムを普及することを決定しました。

2. CBR活動におけるポーターページプログラムの普及

『ポーターページ早期教育ガイド』はその後、アメリカ合衆国国内はもとより世界各国に拡がり、それぞれの国の実情に合わせて多様に発展してきました。ヨーロッパでは、1976年に一早く英国が導入し、1980年代には英国政府からの研究助成金により、国内約180カ所を拠点に「ポーターページサービス」が開始されました。

一方で、『ポーターページ早期教育ガイド』は世界35カ国語に翻訳・翻案されたとも言われ、それぞれの国・地域の事情に合わせてさまざまに活用されてきました。アジア地域やアフリカ、中南米の低開発国・発展途上国においては、CBR(Community-Based Rehabilitation)活動のなかで多く活用され、普及してきました。その理由として、①ポーターページモデルによれば、親・家族を中心に家庭で対応が行える。②指導の目標や方法が分かりやすく、柔軟に構造化されているので、実情に合わせて変更して使える。③親を障害のある自分の子どもの直接の支援者に養成することにより、社会資源や経験の乏しい低開発国・発展途上の国々においても利用しやすい、などがあげられます。

3. 日本版作成と日本ポーターページ協会

日本においては、1976年改訂版『ポーターページ早期教育ガイド』をもとに1983年に『ポーターページ乳幼児教育プログラム』を完成し、日本全国に早期対応ネットワークを構想するなかで、1985年に「日本ポーターページ協会」が設立されました。「日本ポーターページ協会」は2014年には東京都から認定NPO法人として認定され、2015年に創立30周年を迎えました。2020年11月現在で、日本全国に49支部があり約900名の会員がいて、各地域の実情や特徴を踏まえたポーターページ相談活動が展開されています。

2005年には、改訂版『新版ポーターページ早期教育プログラム』を刊行し、さらに2020年5月には、子育て環境の変化や障害のある乳幼児やハイリスクの子どもの保育理念や制度の変容などを踏まえて、リニューアル版『ポーターページ早期教育プログラム』を出版しました。このような日本版や各国版を総称して、「ポーターページプログラム」と呼んでいます。

4. ポーターページプログラムを用いた指導の進め方

(1)ポーターページプログラムの特徴

ポーターページプログラムには次のような特徴があります。①親による家庭指導：ポーターページモデルを踏まえて、親が中心になって家庭や日常生活のなかで個別指導を行う。②発達のアプローチ：平均発達を示す子どもの発達の順次性・系列性を標準にした発達支援を行う。③応用行動分析の原理の適用：子どもの行動発達を促すために、指導の目標を行動目標として設定し、その行動目標を達成するために応用行動分析の原理を適用する。

家庭における親による子育て支援には、次のような利点があります。①子どもと親にとって家庭は「自然な環境」である。②個別化した指導が行える。③般化や維持が起こりやすい。④家族全員が参加できる。⑤子どもの広範囲の行動に対応できる。⑥実際に機能的な行動が指導できる。⑦親の子育てスキルが発展できる。

(2)リニューアル版『ポーターページ早期教育プログラム-0歳から家庭でできる発達支援ガイド-』の構成

リニューアル版『ポーターページ早期教育プログラム』は、「マニュアル・活動カード」、「チェックリスト」、「記録シートセット」、「発達経過表」の4つのアイテムで構成されています。

①「チェックリスト」(「乳児期の発達」「社会性」「言語」「身辺自立」「認知」「運動」の6つの発達領域に、561項目の行動目標が、発達の順序性・系列性に従って年齢段階別に配列)、②「マニュアル・活動カード」(行動目標を達成するための手順や援助のしかた、教材・教具などの指導の示唆が記載)、③発達経過表(発達の状態や指導経過が一覧できる記録表)、④記録シート(「ポーターページ家庭記録表」「課題分析過程シート」、「課題分析シート」「活動チャート」)(写真)



(3)ポーターページプログラムを用いた相談の進め方

ポーターページ相談における子どもと親・家族との面談は、チェックリストによる行動目標を選び出すとともに、指導の結果としてその行動目標の達成を評価する「アセスメントにもとづく活動」と、子どもが獲得した行動目標を日常生活で実用できるように促す「般化・維持活動」、親のニーズに応える情報の提供や親支援などの「親・家族活動」の3つの部分に分かれ、1回あたり60分程度の時間をかけて面談を行います。

そして「アセスメントにもとづく活動」において、チェックリストを用いて子どもの現在の発達状態をアセスメントし、その情報をもとに行動目標を選び出し、その選び出した行動目標を達成するための指導計画を作成します。その指導計画にもとづく実際の指導は、親が家族の協力を得ながら、家庭や日常生活のなかで行い、その指導の結果としての行動目標の達成を、ポーターページ相談員と親・家族と一緒に評価を行います。このように、P(計画)D(実施)C(評価)A(改善)サイクルで指導を行いながら、「ポーターページ家庭記録表」や「活動チャート」などの記録シートを使って指導-評価過程をモニターしながら、「エビデンス・ベースト(証拠にもとづく)」による意思決定を行うことが基本です。

(4)『児童発達支援ガイドライン』に沿ったポーターページプログラムの活用

ポーターページプログラムは近年では、福祉分野においても多く活用されるようになりました。児童発達支援に関わる保育所、児童発達支援事業所、児童発達支援センターなどにおける『児童発達支援ガイドライン』に沿った個別支援計画の作成・実施においても、ポーターページプログラムの活用は利便性があると考えます。

ポーターページプログラムは、親を中心に家族の協力のもとで、子どもと親にとって最も慣れ親しんだ「自然な環境」である家庭や日常生活のなかで、0～3歳から開始される早期からの発達支援プログラムであり、それは子どもの発達を促進するだけでなく、同時にまた、親のエンパワメントを促すという利点があります。